

前橋市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次に掲げる者が選任されている場合には当該選任されている者(以下これらを「代表者等」という。)とする。 (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。)<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) 省略 (登録) 第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、施行規則<u>第18条の3第1項</u>の規定により作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録証明書の記載事項及び印影と照合するほか、申請書に記載されている事項その他必要な事項について、審査するものとする。 2 省略 (代理人による申請) 第11条 施行規則<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により第3条、第7条第1項及び第8条の規定による申請をすることができる。	(登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次に掲げる者が選任されている場合には当該選任されている者(以下これらを「代表者等」という。)とする。 (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。)<u>第19条第1項第1号</u>へに規定する職務代行者 (2)～(4) 省略 (登録) 第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、施行規則<u>第21条第2項</u>の規定により作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録証明書の記載事項及び印影と照合するほか、申請書に記載されている事項その他必要な事項について、審査するものとする。 2 省略 (代理人による申請) 第11条 施行規則<u>第19条第1項第1号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により第3条、第7条第1項及び第8条の規定による申請をすることができる。